

事務連絡
令和5年8月10日

各 都道府県 保育主管部（局） 御中
市区町村

各 都道府県 放課後児童健全育成事業主管部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育環境課

政治活動又は選挙活動を行う際の保育所等の利用等について

平素より、こども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。
政治活動又は選挙活動を行う際の保育所等の利用等について、一部の市町村において疑義が生じる事例があると承知しております。つきましては、その取扱いについて下記のとおり周知いたしますので、引き続き円滑な制度の実施にあたっていただくよう、よろしく願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、内容について御了知の上、管内市区町村（指定都市、中核市を除く。）に対して遅滞なく周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 保育所等の利用について

子ども・子育て支援制度において、市町村は、保護者のいずれもが、就労、疾病など、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号に規定する事由に該当し、これにより、こどもが家庭において必要な保育を受けることが困難であると認める場合に、保護者の申請に基づき、保育の必要性の認定を行うこととされている。

議員として政治活動を行うことや、議員になるために選挙活動を行うことは、一般的に、同条各号に規定されている事由のうち「就労」、「求職活動」又

は「前各号に類するもの」に該当するものと考えられる。

その上で、議員としての政治活動又は議員になるための選挙活動が、一般的な被用者の労働形態とは異なることのみをもって保育の必要性が認められないと判断することは適切ではなく、各市区町村において個々の就労実態、活動実態等を踏まえ対応いただきたい。さらに、こうした点を踏まえ、現職の議員又は立候補者若しくは立候補予定者であっても保育所等に入所申込みが可能であることについて、貴自治体の議会事務局への周知なども含め適切な方法により該当する者に周知を図られたい。

なお、保護者の多様な働き方が広がっていることに鑑み、保育所等の利用調整に関する具体的な留意事項等について「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」（平成 29 年 12 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課連名事務連絡）においてお示ししているため、同事務連絡の内容も踏まえ、引き続き適切に対応されたい。

2 放課後児童健全育成事業の利用について

放課後児童健全育成事業の利用対象は、児童福祉法に基づき、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とされており、市区町村が個別に判断する仕組みとなっている。

議員として政治活動を行うことや、議員になるために選挙活動を行うことは、一般的に、「労働等」に該当するものと考えられる。

その上で、議員としての政治活動又は議員になるための選挙活動が、一般的な被用者の労働形態とは異なることのみをもって「労働等」に該当しないと判断することは適切ではなく、各市区町村において個々の就労実態、活動実態等を踏まえ対応いただきたい。さらに、こうした点を踏まえ、現職の議員又は立候補者若しくは立候補予定者であっても放課後児童クラブに利用申込みが可能であることについて、貴自治体の議会事務局への周知なども含め適切な方法により該当する者に周知を図られたい。

○本件についての問合せ先

(保育所等の利用について)

こども家庭庁成育局保育政策課

TEL : 03-6858-0058

E-mail : hoikuseisaku.hourei1@cfa.go.jp

(放課後健全育成事業の利用について)

こども家庭庁成育局成育環境課

TEL : 03-6861-0227

E-mail : seiikukankyou.hourei@cfa.go.jp